

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（仮称）における安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方について

1. 前提

（1）個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）

○個人情報保護法第 20 条において、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされており、当該安全管理措置の具体的な内容及び手法例等については、各主務大臣が策定している事業分野ごとのガイドライン等において示されている。

○従来、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者」は、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない」として、個人情報取扱事業者から除かれていた。しかし、平成 27 年 9 月 9 日に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が、個人情報取扱事業者となり、個人情報保護法第 20 条に定める安全管理措置を講じなければならない。

○なお、改正法附則第 11 条において、当委員会がガイドライン等を策定するに当たっては、「この法律の施行により旧個人情報保護法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。」とされている。

（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）

○番号法においては、同法第 12 条で、事業者の規模にかかわらず、全ての個人番号利用事務等実施者について、「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。また、同法第 33 条で、個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する個人情報

取扱事業者ではない個人番号取扱事業者について、特定個人情報についての安全管理措置義務が課されている。

○当該安全管理措置の内容については、当委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「番号法ガイドライン」という。)において、組織的・人的・物理的・技術的という観点ごとに、講ずべき内容とその手法例が示されており、その内容は、現在、個人情報保護について各主務大臣が策定している事業分野ごとのガイドライン等において示されている内容と、基本的な要素はおおむね共通である。

○また、「中小規模事業者」については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等を踏まえて、特例的な対応方法を示している。

(参考) 番号法ガイドラインにおける「中小規模事業者」

事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

2. 基本的な考え方

上記1. を踏まえ、当委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(仮称)(以下「個人情報保護法ガイドライン」という。)を策定するに当たり、個人情報取扱事業者が個人情報保護法第20条に基づき講じるべき安全管理措置の内容、及び、改正法附則第11条で求められている小規模の事業者への配慮については、次に述べる基本的な考え方に基づき、今後、具体的な内容等について引き続き検討を行うものとする。

(1) 安全管理措置

○個人情報保護法ガイドラインにおいて、組織的・人的・物理的・技術的という観点ごとに、講じなければならない項目及びこれらを講じるための手法例を示す。

○当該「講じなければならない項目及びこれらを講じるための手法例」については、次の理由から、原則として、番号法ガイドラインにおいて示されている、講ずべき安全管理措置の内容及び手法例に準じるものとし、特定個人情報と個人データ一般の性質の差異及び事業者における取扱いの態様の差異等を踏まえて、その具体的な内容を引き続き検討する。

理由①：番号法が求める「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置」と、個人情報保護法が求める「個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」とでは、その基本的な要素はおおむね共通すると考えられること

理由②：番号法ガイドラインにおいて示されている、講ずべき安全管理措置の内容及び手法例には、現在、各主務大臣が策定している事業分野ごとのガイドライン等において示されている安全管理措置の具体的な内容及び手法例等におおむね共通する内容が反映されていること

理由③：番号法ガイドラインは、既に、全ての事業分野の事業者に適用されていること

○また、当該具体的な内容の検討に当たっては、個人情報保護法ガイドラインが適用される事業者の規模及び事業内容が非常に多様であることに考慮し、過剰反応防止等の観点から、汎用的かつ分かりやすい内容となるよう留意する。

○なお、安全管理措置に係る詳細な手法の例示及び専門的な内容等については、個人情報保護法ガイドラインには記載しないこととし、別途、参考となり得る関連規格・指針等を示すほか、Q&A その他の解説資料等において必要に応じて示すことを検討する。

(2) 小規模の事業者への配慮

○前述のとおり、当委員会が個人情報保護法ガイドラインを策定するに当たっては、改正法附則第11条により、「特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮する」ことが求められている。

○個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務の内容は、事業者の規模によって特に区別されていないため、個人情報取扱事業者は、その規模にかかわらず、個人情報保護法を遵守しなければならない。

○しかし、個人情報保護法第 20 条が求める安全管理措置については、「必要かつ適切な措置」を講じなければならないとされており、その具体的な内容及び手法等は、一般に、事業者の規模及び取り扱う個人データの数量等により、おのずと異なるものと考えられる。

○また、安全管理措置義務は、個人情報取扱事業者の他の義務と比較して、義務の履行方法が多種多様であり、従来、個人情報保護法の義務規定の適用がなかった小規模の事業者において、混乱することなく当該義務を履行できるようにするためには、特例的な対応（手法の例示を含む。）を定める必要性が高い。

○よって、個人情報保護法ガイドラインにおいて、安全管理措置義務に係る一般的な項目及び手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応（手法の例示を含む。）を、番号法ガイドラインに準じて定めるものとする。

○当該特例的な対応の対象となる事業者は「中小規模事業者」と称することとし、その範囲については、次の理由から、番号法ガイドラインにおける「中小規模事業者」に準じて以下の範囲とする方向で、特例的な対応の内容等と併せて引き続き検討する。

【中小規模事業者】

事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 月以内のいずれかの日において 5,000 を超える事業者
- ・委託に基づいて個人データの取扱いを行う事業者

理由 : 前述のとおり、番号法が求める安全管理措置と、個人情報保護法が求める安全管理措置とでは、その基本的な要素、並びに、特例的な対応を定めることが一般に必要と考えられる事業者の規模及び取り扱う情報量等は、おおむね共通すると考えられること

○なお、改正法附則第 11 条の趣旨を踏まえ、中小規模事業者における個人情報保護法の適切な理解及び遵守に資するため、中小規模事業者向けの留意点等について、安全管理措置以外の内容を含め、別途、Q&A その他の解説資料等において分かりやすく示すことを検討する。

以 上

(参考条文)

●個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号。最終改正平成27年9月法律第65号）

(定義)

第2条

1・2 (略)

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～四 (略)

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4～6 (略)

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

●個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月政令第507号。最終改正平成27年12月政令第427号）

(個人情報取扱事業者から除外される者)

第2条 法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数

(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。) の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

- 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月法律第65号）

附則

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮）

第11条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月法律第27号。最終改正平成27年9月法律第65号）

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第33条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（※ここでの「個人番号取扱事業者」からは個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が除かれている。）